

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
ゴミ問題について	ゴミ問題についての要望です。 たまにですがゴミ拾いしていると思うことは、ゴミ箱が全然ないということです。公園や広場にも見当たりません。善意で回収したごみを自分の家まで持ち帰ることになります。いろんなトラブルの元になる恐れがあり配置されていないのかもしれませんが、野生動物対策、放火対策などしたゴミ箱設置して欲しいです。	現在、市内にゴミ箱の設置している公園は、100箇所以上あり、毎週ゴミの回収も実施しております。 本市としましては、家庭ゴミの持ち込みや不審火などの問題もあるため、ゴミの持ち帰りを推進し、極力ゴミ箱は減らしていく方針であり、新たなゴミ箱の設置は慎重に考えております。	公園みどり室	R8.8.19	R8.8.27
空地管理について	2024年5月2日、下記内容について回答いただいた件。 ②藤白台〇〇の空地管理について ； 環境部 環境政策室よりお答えいたします。 ； 所有者に対し、除草・剪定等適正な管理を行うよう書面にてお願いしたところです。 ； ； この件についての問合せ先は下記のとおりです。 ； 問い合わせ先 ； 環境部 環境政策室 地域環境担当 ； 電話:06-6384-1361 当方申出による回答から2年以上経過しておりますが、一向に改善されず。書面送った以降、市は何か努力されていますか？ 隣地との間にある街灯は当該地の樹木の邪魔で歩道は照らされず、また境界外の歩道へ越境。 市は夜間も現場確認されましたか？ このまま鬱蒼とした雑草公園でも作られる気ですか？ 放置していても、罰則やお咎めなしであれば、誰でも放置して良いという受け止めで宜しいのでしょうか？ 条例あっても罰則無しであれば、条例の意味ありますか？ 今後、空き家・空地が増加する傾向に対し、所有者・占有者に指導するだけで何も改善されない事に対し、どう対処されるつもりですか？	お申出いただきました空地につきまして貴重な意見ありがとうございます。 土地所有者に対しては歩道の件も含めて適正に管理するように指導いたします。 条例の罰則規定について、現在は段階的な指導を重視しておりますが、今後の空地の不適切な管理状況の増加傾向を踏まえ、より実効性のある対策を検討してまいります。	環境政策室	R8.7.21	R8.7.30
路上喫煙の過料に関する意見	姫路市は、今夏から路上喫煙の過料を引き上げるそうです。 吹田市も同様に条例を改正して、「喫煙所利用への誘導」「路上喫煙への厳罰化」を実施して下さい。	本市では、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てを禁止し、市内9か所を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。同地区内で路上喫煙等の条例違反行為を行い、職員の指導に従わなかった場合には2000円の過料を徴収することとしています。このため、同地区を中心に職員が市内を巡回しておりますので、喫煙所利用への誘導は従来から実施しております。 また、路上喫煙への厳罰化につきましては、規制的な手法を用いるのではなく、丁寧にマナー啓発を行うことにより、市民の方々に環境保全意識の醸成を図ることで路上喫煙防止に努めてまいります。	環境政策室	R8.7.2	R8.7.14

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
〇〇地区の路上喫煙(学生)について	〇〇地区は吹田市条例で路上喫煙禁止と認識しています。にもかかわらず学生は平気な顔で路上喫煙を繰り返しています。〇〇に直接クレームを入れても全く改善されません。条例を定めた吹田市にはそれを実効・取り締まる義務があると思いますがどうお考えでしょうか？ 環境部環境政策室に直接電話したところ「あーまた〇〇ですね、我々もこまってるんですよー」とやる気のない回答が来ただけでまったく誠意を感じませんでした。 他方、健康医療部健康まちづくり室に直接電話した際は、〇〇に直接連絡・注意していただいたり路上喫煙を助長するような店舗に灰皿撤去を依頼していただいたり、その旨ご回答連絡をいただけて、誠意あるご対応をしていただきました。同じ吹田市の部署でも大きく対応が異なることに困惑しました。 吹田市全ての部署で、健康まちづくり室のような誠意ある対応を実施していただけることを望みます。	吹田市環境美化に関する条例にもとづき、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定されている〇〇周辺の路上喫煙は、当室においても改善に向けて取り組むべき課題であると認識しております。このため、当室では路上喫煙防止啓発員が市内を巡回し、条例違反行為に対する指導及び啓発を実施しています。 今後も粘り強く活動を継続してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	環境政策室	R8.6.29	R8.6.30
アライグマ出現	朝4時過ぎに、家の周辺から怪しい鳴き声が聞こえた 先日テレビでアライグマの特集してたから、すぐに鳴き声の正体が分かった	この度はアライグマに関する情報提供をいただきありがとうございます。本市のホームページにて目撃情報の共有を行っておりますので、今後実際にお見かけになりましたら環境政策室までお知らせください。 また、本市では環境政策室の窓口にてアライグマ捕獲器の貸し出しも行っておりますので、生活環境被害でお困りの場合や設置にご協力いただける場合はご連絡ください。	環境政策室	R8.6.19	R8.6.24
吹田市内を全面的に路上禁煙にして下さい。	私は大阪市民ですが、頻繁に吹田市に通っています。 大阪市内は全面禁煙になって一年半くらいですが、路上喫煙が激減しています。 吹田市の一部を除いては、立ち止まったのタバコは許されている状況です。 私は持病があり、受動喫煙してしまうと吐き気や頭痛などの結構厳しい症状が出てしまいます。 お子さんや妊婦さん、患者さんのためにも、全面禁煙をご検討いただけたらありがたいです。 吸っておられる方のご家族も、本音では喫煙をやめて欲しいのではないのでしょうか。	本市では、従来から規制的な手法を用いるのではなく、丁寧にマナー啓発を行うことにより、市民の方々に環境保全意識の醸成を図ることで路上喫煙防止に努めてきました。 このため、吹田市環境美化に関する条例にもとづき、路上喫煙防止啓発員が市内を巡回し、条例違反行為に対する指導及び啓発を実施しています。 今後とも活動を継続してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 (担当:環境政策室) 屋外での喫煙につきましては、健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例において規制の対象外となっており、市による指導等の対応は困難な状況でございます。 しかしながら、同法では「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と定められており、本市におきましてもその周知に努めているところです。 (担当:健康まちづくり室)	環境政策室、健康まちづくり室	R8.6.11	R8.6.22

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
禁煙ゾーンでの喫煙について	お世話になります。 吹田市のモノレール山田駅の下にあるベンチで、21時頃にタバコを吸う方がいます。 その時間はこどもの習い事との待ち合わせ場所なのですが、副流煙が気になります。 こどもは心臓病を持っているので煙を吸わせたくないのです。 そこは禁煙ゾーンだと認識していますが、いかがでしたでしょうか？ もし可能なら喫煙禁止の看板を立てていただけないでしょうか？ 習い事の月水金の週に3回は喫煙されているのを確認しています。 よろしくお願いします。	本市では、吹田市環境美化に関する条例にもとづき、市内全域で歩きタバコ及びごみのポイ捨てを禁止するとともに、市内9か所を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 山田駅は路上喫煙禁止地区の対象外であることから、喫煙禁止の看板を設置することはできませんが、喫煙者の情報は今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R8.6.15	R8.6.17
万博記念公園で行われる大規模イベントについて	万博記念公園の近隣住民としてご相談申し上げます。 私は、公園でのイベント開催自体には理解しており、花火などの短時間イベントについても特に問題とは感じておりません。 一方で、5月23日の音楽イベントについては、長時間にわたり自宅内まで大きく音が届き、生活への影響を強く感じました。 具体的には、Web会議の音声に影響する程度に室内へ音が入り込む状況でした。 対応そのものは公園管理者やイベント主催者が行うべきものとは認識しておりますが、市として、このような大規模イベント開催時に関する基準や運用ルール等が存在するのか、お伺いしたくご連絡いたしました。 特に、以下のような点について、何らかの取り決めや協議が行われているのでしょうか。 ・周辺住民への事前周知(ポスティング、掲示、Web等) ・スピーカー方向や低音への配慮 ・音量や終了時間への配慮 イベント開催そのものを否定したい訳ではなく、公園と地域住民が今後も良い形で共存していくために、一定の運用ルールや周知の仕組みは重要ではないかと感じております。 既にルール等が存在する場合はその内容をご教示いただけますと幸いです。 また、明確な基準等が無い場合には、今後の検討課題の一つとしてご考慮いただければ幸いです。	吹田市とイベント主催者との間で取り決めというものはございませんが、ポスティング範囲、スピーカーの向き、市役所に苦情が寄せられた際の連絡先については、主催者側から事前に説明を受けております。 なお、当課から騒音について万博記念公園の敷地境界で規制基準を遵守するよう主催者側に伝えています。 〇〇様からいただきました電子メールの内容につきましては、貴重なご意見として今後に生かしてまいります。	環境保全指導課	R8.5.25	R8.6.3

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田の街をきれいにしたい。緑の会主宰者です。	スペイン語の通訳やっています。海外からの客がいます。大阪はどこの市へいっても汚い、自転車の違法駐車、タバコの吸い殻、ゴミが道端に捨てられている。市役所のスタッフが、「それでも、人情はありまっせ」と言ったことが怒りにさえ思います。障害者福祉の委員になり、会議に出っていますが、点字ブロックの上に駐輪、タバコのポイ捨てを注意したら、殴られたけれど、私はお節介をやめません。最近、渋谷区では、ゴミのポイ捨てで2000円の罰金をその場で徴収するルールが出来ました。吹田市だけでなく大阪府内の自治体の職員にこの話をすると、大阪人は注意されるとキレル人が多いから、そんなルール(罰金徴収)なんて無理だ、と言いますが、この問題について、企画書を書いたので、直接担当部署に行きたいので、窓口を教えてください。課題は、「ルールを守り、きれいな街に」です。吹田市は路上に吸い殻が、とにかく、多いです。	吹田市内の路上喫煙や歩きタバコ、吸い殻のポイ捨て防止といった環境美化の担当は、環境政策室になります。 吹田市役所本庁232番窓口にございますので、土日祝日を除く午前9時00分から午後5時30分の間にお越しください。	環境政策室	R8.6.1	R8.6.3
ゴミやタバコのポイ捨てについて	3月に別の県から引っ越して来ましたが、歩いていて気になることが、ゴミの多さです。子供が保育園に通う通園の道だけでも毎日タバコの吸殻が20個くらい落ちています。誰も掃除をしていないのでしょうか？吹田市でゴミ拾いのスタッフを用意することは出来ないのでしょうか？ 子供がいてよく公園に行きますが、砂場に駄菓子のごみが埋まっていたり、タバコの吸殻が落ちていたり、すごく残念な気持ちになります。 吹田市に引っ越してきて、歩きタバコが多いことも気になりました。道を歩いていると常にタバコの臭いがします。 吹田市で何か対策は出来ないのでしょうか？ 歩きタバコ禁止などの張り紙などでは、効果がないと思うので、もっと厳しくすることは出来ますか？ 治安がいいと言われている吹田市を選んで引っ越してきたので、すごく残念です。	道路のゴミについて 市内一円の道路清掃業務は定期的に行っているほか、道路パトロールにより道路上の不具合等については点検し、必要に応じて対応はさせていただきます。道路に全体的に綺麗に保たれていることが望ましいとは考えておりますが、日々で発生するゴミやタバコの吸い殻に即座に対応できる体制を整えるのは人やコストの観点から困難なものです。 なお、道路の通行を妨げるようなゴミが放置されているような状況がございましたら、道路室 維持補修グループ(06-6831-9371)までご連絡いただきますようお願いいたします。 また、上記の観点からゴミ拾い専門のスタッフを用意することは出来ないものです。 (担当:道路室) 公園のゴミ・タバコの吸い殻について 公園は幼児から高齢者までの幅広い年代の方が体を動かしたり、遊んだり、休養したり様々な利用をする場所です。 しかしながら、ゴミやタバコのポイ捨ては、公園利用者のマナーに頼る部分があり、苦慮している状況です。 注意を促す看板の設置を行い、注意喚起を継続してまいります。 (担当:公園みどり室) 吹田市としての対策について 吹田市環境美化に関する条例にもとづき、市内全域で歩きタバコ及びゴミのポイ捨てを禁止するとともに、乗降客数の多い駅周辺の市内9か所を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 受動喫煙対策については、市内を巡回している路上喫煙防止啓発員が条例違反行為に対する指導・啓発を実施しています。 本市では、従来から規制的な手法を用いるのではなく、丁寧にマナー啓発を行うことにより、市民の方々に環境保全意識の醸成を図ることで受動喫煙防止に努めてきました。 今後とも活動を継続してまいります。 (担当:環境政策室)	道路室、公園みどり室、環境政策室	R8.5.13	R8.5.26

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
焚き火	誰がどこでするのかわからないのですが、家の近くで週に一回くらいの頻度で焚き火をしている人がいます。 喉が痛くなるし、洗濯物が外に干せない。 そもそも、外で火を焚くことは多くの自治体で禁止されている筈です。 見回りができないなら、張り紙、ごみ収集車や広報車で周回するなど、焚き火をしてはいけないことを周知して、している人には罰則を作ってください。	野外において焼却行為が行われていることが特定でき、臭いがする、煙がひどい等の相談が周辺住民等からあれば、事業課職員が現地にて野外焼却を現認し、野外焼却行為をしている方に直接指導しております。野外焼却禁止の例外となる焼却行為等もありますが、煙や臭い等で迷惑になっている方がおられる場合はその旨を伝え、焼却行為を中止していただくよう指導いたします。 また、吹田市のホームページに野焼きの禁止について、掲載しておりますが、効果的な周知方法については、今後検討してまいります。 なお、開庁時間外は対応ができないため火災や延焼の恐れがある等の場合は消防や警察にご相談していただきますようお願いいたします。	事業課	R8.4.27	R8.5.4
D06-2。市HPの「吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事について」のタイトルの提言	標題について、市HPに4月9日に掲出されていますが、このタイトルでは、入札の案内かな?…と誤ってしまいました。⇒スルーされる可能性があり、下記の[仮案]を提言。回答は不要…で、4月9日に投稿。 ・サイトの内容は、資源循環エネルギーセンターが供用開始後、15年が経過しています。基幹的設備の機能回復を図り、今後の安定的な運営管理を行うために実施するものです。…の説明文。 ⇒[仮案]:吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事工程(令和7年10月～令和13年3月(約5年6か月))について…に、されたら… 1)4月18日にサイトを見ると、タイトルが「吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事の進捗状況」…に修正がされ分かり易くなりましたが、新着情報にタイトルが掲出されておらず、加えて環境部の新着情報にも掲載がされておらず、余程の関心をもった市民しかサイトにたどり着けません。 ⇒添付画像。D06-2。市HPの「吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事の進捗状況」 ・市民に関心をもって見ていただくためには、まず、市HP(新着情報)に掲出と、環境部の新着情報にも掲載されませんか。 2)摂津市が千里丘駅前の再開発事業で、進捗状況を工事の節目ごとに、市HPに掲出をされています。 ⇒添付画像。D06-2。摂津市【千里丘駅西地区再開発事業】の進捗状況を更新。4月13日 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘を受けタイトルを改めた際に、内容についての更新は無かったため、新着の情報が無いものとして新着情報には掲出しませんでした。工事の情報の更新や、新しい工事写真を載せた際に、新着情報に掲出いたします。更新は、1か月に1度程度の頻度を予定しています。	資源循環エネルギーセンター	R8.4.20	R8.4.28

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
「資源物の持ち去り禁止合同パトロール」に関連して	「資源物の持ち去り禁止合同パトロール」を条例に指定されている資源物(吹田市の行政収集対象の缶、瓶、紙、布及び金属)対象に実施されるようになり、ありがとうございます。これは、今も持ち去りが多発している小型複雑ゴミや再生資源集団回収も対象に実施されているのでしょうか。もし、まだでしたら、市民の生活環境の改善目的で、実施される予定について教えて下さい。 【質問背景】 資源物の持ち去り禁止に関しては、議会での長年にわたる質疑の末、先行している他市と同様の条例を設定され、「資源物の持ち去り禁止合同パトロール」を実施されるようになり、ありがとうございます。 ところで、今も小型複雑ゴミの持ち去りが多発しています。さらに最近、吹田市から紹介された再生資源集団回収業者から、「再生資源が少なすぎる、持ち去りがあったのではないかと。違法行為は警察に通報する旨のプレートを掲示して欲しい」との連絡までありました。	令和7年9月25日に回答しているとおり、小型複雑ゴミ等の金属を含むものは持ち去り禁止条例の対象物です。 なお、再生資源集団回収については条例の対象とならないため各団体様でご対応をお願いします。	事業課	R8.3.16	R8.3.26
C125-2。市HPの「SAF製造工場見学バスツアー実施」について提言	標題について、2月27日に投稿。3月3日に回答を頂きましたが、疑問および提言。 1)市HPに3月2日に掲載をされていますが、内容が大幅に更新(集合場所、集合時刻、行程、当日の服装、注意事項他の追記)がされているのに、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民に周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。C125-2。「SAF製造工場見学」新着情報 3月2日に無し ⇒添付画像。C125-2。「SAF製造工場見学」HP更新の前・後 2)前回投稿の「タイトルに(SAF)の簡単な補足説明があると分かり易いです。」…について改善されていません。(SAF)についての市民の認知度は、まだ低いと思われます。 ⇒[仮案]:「使用済み食用油から航空燃料(SAF)製造工場見学バスツアー実施」 3)開催場所:コスモ石油堺製油所(堺市)の項に、コスモ石油堺製油所のリンクを貼られたら。工場の位置図・航空地図で事前学習ができます。 ⇒添付画像。C125-2。コスモ石油。航空写真・地図 ⇒添付画像。C125-2。「SAF製造工場見学」コスモ石油の紹介のリンク元 4)【当日の流れ】の工場見学の項に内訳(オリエンテーション・工場見学・質疑応答)を追記されたら、見学のイメージができます。 5)募集人数の項で、申し込み多数の場合、“抽選”の記述がありますが、抽選の有無は申込者には分かりませんので参加の可否が不明のため困られます。参加受付の可否について応募者への連絡は、いつどのようにされるのでしょうか。 6)昼食休憩の時間は設けておりません…の記述がありますが、市役所に戻る時間が、13時30分頃なので、軽食される方はバスの中で可能ですので持参が必要の旨の記載があれば…。	1)について 新着情報に公開いたしました。 2)について 既に発出しているページのタイトルを変更することが困難なため、吹田市ホームページの新着情報に表示される見出しを「使用済み食用油からつくる航空燃料(SAF)の製造工場見学バスツアー実施」にいたします。 3)について ページの仕様上、開催場所の項目に外部サイトのリンクを貼ることができないため、同ページ下部にコスモ石油堺製油所のホームページリンクを掲載いたしました。 4)について 【当日の流れ】に工場見学の内訳について掲載いたしました。 5)について 抽選となった場合、3月16日以降に申込者全員に結果を通知いたします。結果を通知する旨、掲載いたしました。 6)について 昼食が必要であれば持参いただく旨、ホームページに掲載いたしました。 7)について 当選者への案内で周知します。 8)について 貴重な御意見として頂戴いたします。	環境政策室	R8.3.5	R8.3.18

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	7)開催日の3月25日頃は、例年“菜種梅雨”と云われる雨の日が多い時期でもあり、傘の用意が必要。前日に堺市の天気予報の確認が必要。 8)バス会社ならびに参加者の方々が、30分間ほどの時間延長が可能であれば、今回、堺市の臨海工業地帯に行かれるので、吹田市では中々見ることのできない風景が見れます。コスモ石油から少しだけ奥に足を延ばされたら、「今回の見学に参加して更に良かった」という方がおられるかも…。 ※市議会の建設環境常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				
C125。市HPの「SAF製造工場見学バスツアー実施」について提言。	1)標題について、環境政策室は、2月21日に市HPに掲載されていますが、堺市のコスモ石油堺製油所へのバスツアーなのに、集合場所、集合時間の記載がありません。開催時間が午前8時30分からの記載されており、早朝の集合時間となります。 2)タイトルに(SAF)の簡単な補足説明があると分かり易いです。 3)午後1時30分までの予定になっていますが、昼食はどのようになっていますか。集合場所への帰着予定時間の記載もあれば… 4)(SAF)についての市民の認知度は、まだ低いと思われるので、サイト内に説明文のリンクがあれば分かり易いです。 5)参加は、先着順ですか or 多数の場合は、抽選ですか。	1)について 御指摘いただいたとおり集合場所、集合時間についてホームページに記載いたしました。 2)について SAFについての関連情報のページリンクを掲載いたしました。 3)について 昼食の時間は設けておりませんが、バス内での飲食は可能です。出たごみは各自お持ち帰りいただくようお願いする予定です。ホームページにもその旨、記載いたしました。 4)について 「SAF製造工場見学バスツアー」ページ内に、「SUITA Fry to Fly Project」「家庭で使った使用済み油の回収について」ページリンクを掲載いたしました。 5)について 申し込み多数の場合、吹田市内在住、在勤、在学の方を優先して抽選いたします。ホームページにもその旨、記載いたしました。	環境政策室	R8.2.27	R8.3.3

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
山田駅前の〇〇の悪臭について	要望書 毎日、悪臭に悩まされており悪臭対策の指導をお願いします 1.そもそも、なぜ、このような店の出店を許可したのかを、吹田市様からご回答願います 2.住民説明会は開催されていないと思いますので開催を指導していただきたい 3.現状の早急な対応として(指導をお願いしたいこと) ①防臭・防煙を強化し排出ゼロとすること ②出入り口からの漏れを防止しゼロとすること ③軽減では納得できないのでゼロ(つまりもとの状態)とすること ④ゼロの状態が確認できるまで閉店とすること 4.洗濯物に臭いが染み込みます 5.悪臭により不動産の売買に影響が出た場合、損害額は山田駅周辺の地域全体で億単位です なぜ、良好な住宅地にこのような店舗の出店を許可したのかはさておき至急上記3の指導をお願いします	1.「なぜ、このような店の出店を許可したのか」について 食品衛生法では、「営業の施設が法令の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。」旨が定められています。当該施設は、基準に適合していたため許可しました。 (担当:衛生管理課) 2.「住民説明会は開催されていない。開催を指導していただきたい」について 食品衛生法では、飲食店の営業にあたり、住民説明会を行わなければならない義務はありません。そのため、食品衛生法に基づき指導することはいたしかねます。 (担当:衛生管理課) 3.現状の早急な対応について 令和7年12月17日(水)16時25分頃、電話でお伝えしたとおりです。 (担当:環境保全指導課)	衛生管理課、環境保全指導課	R7.12.12	R7.12.23
歩きタバコ以外の立ち止まりタバコも禁止にしてほしい	吹田市では、市内が歩きタバコ禁止になっていると聞いています。悪質な人は立ち止まって吸います。立ち止まって吸ってもタバコの有害性は無くなりません。むしろ付近は臭くなります。 歩きタバコのみでなく、喫煙行為そのものを禁止して下さい。お子さんや妊婦さんも歩いています。	本市では、市内全域で歩きタバコを禁止していることに加え、乗降客数の多い駅前を中心に、路上喫煙を特に防止する必要がある地区を「環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区」に指定し、地区内における路上喫煙を禁止しています。しかし、現時点以上の規制的手法を取ることなく、喫煙マナーやルールの遵守、市民のモラルに訴えるなど、市内全域でまちの美化に努めているところです。今後も粘り強く啓発活動を続けてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。 なお、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	環境政策室	R7.12.17	R7.12.22
〇〇の公害	環境/〇〇様 お世話になります。 18日11時20分ころ、現地を通りかかりましたが、ご報告と異なり、18日昼も臭い・煙が激しく出ており、撮影してきました。 (添付できませんので手元に所持しています) 追加工事を完了した(完了日17日)ので、煙・臭いを出さないと、〇〇から吹田市様に連絡があったとのことですが、全く、現状は異なっており、〇〇は吹田市様に虚偽の報告をしたものと思われる。	令和7年12月18日(木)16時55分頃、電話でお伝えしたとおりです。	環境保全指導課	R7.12.18	R7.12.18
路上喫煙について	吹田市の路上喫煙は多すぎます。 禁止区域外ではもちろんのこと、禁止区域内でも平気で吸っている人を毎日見かけます。ポイ捨てもあります。 街の美化、健康促進の観点から、路上喫煙は全ての公共道路で禁止にするとともに、罰則含めた規制を強化していただくことを提言します。よろしくお願いいたします。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 本市では、現時点以上の規制的手法を取ることなく、喫煙マナーやルールの遵守、市民のモラルに訴えるなど、地区指定に関わらず市内全域でまちの美化に努めているところです。今後も粘り強く啓発活動を続けてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境政策室	R7.11.20	R7.12.1

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
ペットボトル	何故 ペットボトルの回収をゴミの回収と同じようにやらないのですか？リサイクルの一番手だと思うのですが、市役所のサイトでは拠出地の情報は書いてありますが、私たちにとってはゴミ回収時に回収してもらうのがありがたいのですが、なにか権益みたいなものがあるのですか？	本市では、ペットボトルの回収につきましては、市民の皆様には、拠点回収でのご理解とご協力をお願いをしているところでございます。これは、再利用を目的としていることから食品残渣等で汚濁していると資源化が困難になるためです。こうしたことから、再利用の意識の高い方に拠点まで出向いていただくことで、品質が安定した精度の高い再利用が可能となっております。 回収容器につきましては、本市が独自に設置しているもの、事業者等の協力をいただいているものなど合わせまして市内に116箇所(建て替えによる休止中含む)ございますが、その他各飲料メーカーや事業者による独自の回収ルートで資源化していただいています。 また、拠点回収場所へ出向いて排出するのが困難な方につきましては、燃焼ごみとして排出していただき、収集後に資源循環エネルギーセンターで焼却処理を行い、焼却熱を利用して発電するとともに同センター内の給湯及び冷暖房の熱源回収としたサーマルリサイクルを行っております。 ご理解とご協力よろしくお願いいたします。	事業課	R7.11.7	R7.11.13
歩きタバコについて	やや涼しくなり歩きタバコが増えています。 近所では南千里駅周辺、佐井寺小学校周辺、佐井寺北公園内、佐井寺北公園～いいだ歯科～キリスト教の教会？の前の道がかなり多いです。 佐井寺小学校のフェンスには数を増やしてくださってありがとうございました！ それでも、小学校の真横で小さな子連れにも関わらず歩きタバコをする親(ほぼ100%父親です)もいて困っています。 教会の前の一本道は、歩道が片側にしかなく反対側は狭く危険なので歩きタバコや路上喫煙者がいる場合迂回できません。 つい先程も短時間に2人も歩きタバコがいて苦しかったです。 旗などは難しくても歩道の地面に歩きタバコ禁止とプリントすることはできないのでしょうか？ 近所の保育園の子供たちがお散歩で歩いている時に歩きタバコとすれ違っている場面も見ることがあり、受動喫煙はもちろん火傷などしないか心配に感じました。 私がつい「臭い！」と言ってしまうと、逆に歩きタバコしてる人に睨まれて怖いのですがどうしたらいいのでしょうか…。 ついでにお聞きしたいのですが、数カ月前に引っ越してきたマンションの隣人が、三人の小さいお子さんがいるのに昼夜問わず頻繁に歩きタバコをしていて佐井寺小学校西側(ヤクルトやまや横)を、小学生が下校中でもお構い無しに歩きタバコをしていて本当に困っています。今朝は、お子さんと歩いて〇〇へ登園する際にも歩きタバコをしていました。子供の目の前で喫煙するなんて酷いと思いますし、条例違反だと思うのですがどういったら第三者から注意していただけますか？	歩道や公園に歩きタバコ禁止の啓発標示物を設置することは、道路安全上の問題や景観上の問題から、即時設置は難しい状況です。設置場所の確保等、道路管理部署及び公園管理部署と慎重に検討してまいります。 歩きタバコを行っている条例違反者の情報につきましては、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R7.10.3	R7.10.17

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	隣人なので直接注意するのは怖くて無理です。うちの子供に何か危害を加えられる可能性もあるので怖いです。 佐井寺小学校のフェンスの張り紙は、その喫煙者には一切見えていません。注意書きの目の前を歩きタバコで何度も通っています。 やはりこちらも、目に入りやすい地面に分かりやすく表記していただくことなどは無理なのでしょうか？ やまや裏周辺は登下校時は小学生の往来が多く、狭い道なのに車バイクや自転車のスピードも早く毎日怖いと感じる場所なのですが、それに加えて歩きタバコにも注意しなくてはならないのが、子供の登下校を見ていてとても心配です。 歩きタバコを無くすために何か効果的な策はないでしょうか！？ どうかよろしくお願いいたします。				
C63-2。「Fry(使用済み油で)to Fly(空を飛ぶ)！」家庭で使った使用済み油の回収…」での提言。	標題について、9月11日に投稿。9月26日にお忙しい中、丁寧な回答を頂きありがとうございました。提言です。 1)以前、テレビ番組のトリビアの泉というのが有りました。今回頂いた回答内容を環境部のHPに「環境部のトリビア」を掲載されたら、市民と環境部との間が近くなり、親近感が増すように思えます。 ・令和6年度の回収量は約8,000リットル(灯油のポリタンクで444本、ドラム缶で40本)。 2)「回収量の推移グラフの単位が“トン”表記ですが…」他市では“リットル”表記をされています。 〔余談〕:明石市の2024年度の回収実績は、39,716リットル。回収した廃食用油は、バイオディーゼル燃料に変えて明石市のごみ収集車等の燃料として使用しておられます。⇒吹田市は、“飛行機燃料として”の取り組みであり今更、方向転換は難しいですが… 3)回収拠点の拡大について、各地区の公民館の採用を検討されませんか。 ・公民館の行事には、ご婦人の参加が多いです。交流により回収量の増加が期待できるかも…。もしかしたら、公民館行事への参加者が増える副次効果も期待したいです。 ・回収拠点に、吹田市役所 環境政策室(高層棟2階)が有りますが、2リットルのペットボトルって重いです。市役所の正面玄関の受付コーナーの横にコンテナの設置とのぼり旗を置かれたら… 4)環境月間でのイベント開催で、回収キャンペーンされたら、増量が期待できるかも…。併せて、プレゼントについて前回は、“すいたんグッズ”でしたが、主婦目線での台所用品の石鹼・洗剤など検討をされませんか？。 ⇒添付画像。C63-2。食用廃油の回収キャンペーン、石鹼との交換の他市例	お問い合わせいただきました件について、以下のとおり回答いたします。 1)貴重な御意見として頂戴いたします。 2)貴重な御意見として頂戴し、他市状況も確認していきます。 3)貴重な御意見として頂戴し、回収拠点について、公民館を含めた公共施設での増設を今後検討していきます。 4)貴重な御意見として頂戴いたします。 5)回収された廃食用油は業者に売却しています。インセンティブの品目については今後も検討をしていきます。 6)貴重な御意見として頂戴いたします。 7)回答時の件名について、分かりやすいように徹底いたします。	環境政策室	R7.9.30	R7.10.8

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	5)回収した食用廃油の提供は、有償譲渡ですか or 無償譲渡ですか?。⇒有償譲渡の場合は、原資としてプレゼント品の拡充をされたら…。 6)「家庭で使った使用済み油の回収」のサイトに、“回収～空を飛ばすまでの流れ図”を貼り付けられたら、市民はイメージしやすいです。 ⇒添付画像。C63-2。食用廃油の回収～空を飛ばすまでの流れ図 7)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言が有ります。 追伸:私への回答メールのタイトルが「お問い合わせの件について(回答)」ですが、メールの受信ホルターでは、内容が分かりません。⇒回答時のタイトルは、投稿時のタイトルの表記をお願い、致します。 ※市民部市民総務室に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。				
C63-「Fry(使用済み油で)to Fly(空を飛ばす)！」家庭で使った使用済み油の回収…」での提言	家庭で使った使用済み油の回収拠点の中央図書館の回収のコンテナについて、本体(幅約 1m、奥行 60Cm)と蓋がヒンジで繋がっていないので、蓋を上げると後ろにズリ落ちてしまいます。 ⇒添付画像。C63。使用済み油の回収コンテナ(上図)-ヒンジ無し 1)蓋を元に戻すには、片手では無理。両手が必要であり、図書館への返却の本を持っていると無理です。油を持って来られるのはご婦人が多いと推測した場合、買い物や、園児の送迎などの用事のついでに立ち寄られる事も考えて、蓋の開閉が片手で可能な形状のコンテナの採用が必要だと思います。⇒キッチンの足踏み式の蓋が理想のように思えます。 ⇒添付画像。C63。コスモ石油の蓋には、ヒンジ有り 2)市の回収のタイミングは、どのようにしておられますか?。設置個所の図書館から連絡があるのですか?。 ⇒画像では、もう少しで満杯になりそう。⇒満杯の時には、コンテナの横においても良いのですか?。⇒消防法上では、問題はありますか?。 3)6月1日の“C23”で投稿した「サイト内の年間の回収量の推移グラフの単位が“トン”表記ですが、“リットル”表記の方が分かり易い」…について、再検討願います。 ⇒因みに、令和6年度の回収量の7.43tは何リットルで、ジャンボジェット機で何分・何時間飛行できますか。 4)コンテナの蓋の裏面に「ご協力ありがとうございます」のメッセージを貼り付けておかれたら、良いかもしれません。 5)吹田市内の学校などの給食での調理油の回収は、されているのでしょうか?。 ※写真については、公表しておりません。	1)貴重な御意見として頂戴いたします。コンテナの入替の際には御意見を踏まえ、検討させていただきます。 2)回収は週に1～2回のペースで定期的に行っています。なるべくコンテナがいっぱいにならないように回収しておりますが、万が一入りきらなかった場合は、コンテナの外に置いてください。なお、消防法上は問題ありません。 3)廃棄物は一般的に重さ(トン)で計量し、本市でもそのようにしております。リットルへの換算は回収した油の状態(純度)によって異なりますが、およそ1リットル=0.9kgとされていますので、令和6年度の回収量は約8,000リットルとなります。 飛行距離については、機種によって異なりますが、たとえば最新鋭ジャンボジェット機(ボーイング787)の場合、燃料1リットルで0.12km飛ばすことができると言われています。8,000リットルでは約960km、飛行時間3時間程度と考えられます。 ただし、国際規格でジェット燃料におけるSAFの混合率は最大～50%とされており、現状ではSAFのみでの飛行は行われておりません。 4)貴重な御意見として頂戴いたします。 5)吹田市では市立小学校及び市立幼稚園の給食で使った油も回収しており、令和7年4月からはSAFの原料としてのリサイクルを進めています。 よろしくお願いいたします。	環境政策室	R7.9.11	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
猛暑対策について	猛暑が延々と続く中、体調不良の方も多いと思います。緊急時の公なしのぎの場の情報提供など、対策をしてくださってありがとうございます。 それでももし、電気の供給が止まったら？地震がきたら？家庭のエアコンが壊れたら？様々な不安要素を抱きながら日々暮らしています。こういったことに対応する特設ページや情報提供の場が確立されていたら教えて頂きたいです。日々、夏バテや熱中症になりにくい体づくりの情報も共有出来たら、来年、再来年、ずっと未来のことを考えて不安を解消できたらいいなと考えます。 そしてひとつの提案なんです、家庭で日が落ちたらアスファルトに打ち水をするなど、少しでも温度を下げられる取り組みが出来たらいいなと思いました。 最初は協力を呼び掛けるだけになるかも知れませんが、もし当たり前の行いになったら、市民同士のつながりも生まれるかもしれません。 どうか、一度考えてください。よろしくお願いいたします。	熱中症全般につきましては、下記のポータルサイトをお役立てください。 https://www.wbgt.env.go.jp/ 災害時及び停電時における熱中症予防については、下記の情報が参考になります。 (災害時の熱中症予防:内閣府・消防庁・厚生労働省・環境省) https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/netchushoyobo.pdf (停電時における熱中症予防について:厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212521_00006.html 今後も打ち水やみどりのカーテンなど、身近に取り組めるヒートアイランド現象緩和の啓発の推進に取り組んでいきます。 貴重なご意見ありがとうございました。	環境政策室	R7.9.1	R7.9.3
ゆらら藤白台バス停付近での迷惑喫煙について	5月31日17時00分頃、ゆらら藤白台バス停付近で上は白のシャツ、下は黒のズボンを履いて髭を生やした色黒の40~60代くらいの男が喫煙していた。 バス停付近は禁煙だ。 巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まってる喫煙も全面禁止にしてほしい。	ご指摘の地点は、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まってる喫煙は条例違反に該当しません。 条例違反行為に対し、今後も粘り強く啓発活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13
大阪モノレール山田駅付近での迷惑喫煙について	6月15日15時58分頃、大阪モノレール山田駅付近の通路で上は黄色と黒のチェックシャツ、下は青のジーパンを履いた50~70代くらいの男が喫煙していた。 駅周辺は禁煙だ。 巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まってる喫煙も全面禁止にしてほしい。	ご指摘の地点は、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まってる喫煙は条例違反に該当しません。 条例違反行為に対し、今後も粘り強く啓発活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13
北千里の公社2棟での迷惑喫煙について	6月18日18時36分頃、北千里の公社2棟付近のベンチで上は緑のシャツ、下は青のジーパンを履いて帽子をかぶった60~80代くらいの男が喫煙していた。 巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まってる喫煙も全面禁止にしてほしい。	ご指摘の地点は、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まってる喫煙は条例違反に該当しません。 条例違反行為に対し、今後も粘り強く啓発活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13

市民の声と市の回答(分野別:環境・ごみ)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
北千里駅の府道119号の交差点付近での迷惑喫煙について	7月20日16時37分頃、北千里駅の府道119号の交差点付近(高架下のところ)で上は黒のシャツ、下は青の半ズボンのジーパンを履いて50~70代くらいの男が喫煙していた。 巡回以外の効果的な喫煙対策をお願いします。 また立ち止まっでの喫煙も全面禁止にしてほしい。	ご報告いただいた内容は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R7.7.28	R7.8.13
ペットボトル回収について	ペットボトルの拠点回収が非常に不便です。 仕事終わりの時間ですと回収時間が終わっており毎回大量にペットボトルが溜まってしまいます。もっと長い時間回収可能にして欲しいです。 後ペットボトルの回収ボックスの口が小さいため数本ずつしか入れられず捨てるのに時間がかかり困っています。 大きなゴミ袋1回で入るくらいのサイズの口にして欲しいです	本市における、ペットボトルの回収は、市民の皆様に拠点回収でのリサイクルにご理解とご協力のお願いをしています。拠点場所につきましては、公共施設、事業所等の協力のもと、市内に114箇所ございます。その他、スーパーや事業所等で、自主回収による資源化を実施しています。 なお、拠点場所に持ち込める時間については、各拠点の開館時間または営業時間に準じており、個々のご事情で拠点場所に持ち込むことが困難な場合は、燃焼ごみとして出してください。燃焼ごみとして焼却処理を行った場合でも、焼却熱を利用して発電するサーマルリサイクルを行っています。 また、回収ボックスについては、設置している施設の状況に応じた大きさの物を設置していますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 回収容器設置場所につきましては、下記ホームページよりご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018418/1018421/1015187.html 今後ともご理解とご協力よろしくお願いいたします。	事業課	R7.7.31	R7.8.6